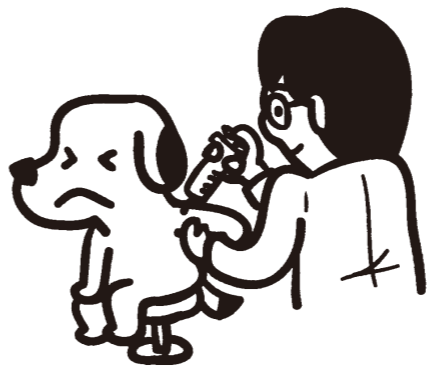


犬

登録と 狂犬病予防注射

問い合わせ 環境整備課 ☎ 5224

狂犬病予防法により、生後90日を経過した犬の飼い主は、生涯1回の犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。



当日来ることができない方は

当日都合が悪くて来られないときは、動物病院で必ず注射を受けさせてください。表2の市指定獣医師で狂犬病予防注射を行った場合は、交付手数料を支払えば狂犬病予防注射済票(新規登録の場合は鑑札も)をその場で受けとることができます。指定獣医師以外で狂犬病予防注射を行った場合は、動物病院が発行した注射証明書を持って、環境整備課または保健介護課で、狂犬病予防注射済票の交付申請(未登録の場合は登録申請も)をしてください。

※ 動物病院で狂犬病予防注射を行ったときの注射代金は、集合注射の注射代金とは異なります。

表2 平成24年度大竹市指定獣医師

病院名	所在地
大竹動物病院	大竹市油見3丁目16番9号
みどり動物病院	大竹市北栄4番16号
のぞか動物病院	廿日市市宮島口西2丁目3番29号
メリー動物病院	廿日市市大野土井995番地4
エナミ動物病院	廿日市市宮内978番地5
むつみ動物病院	廿日市市宮内1067番地2
松村動物病院	廿日市市宮内4317番地5
廿日市動物病院	廿日市市串戸3丁目2番30号
鎌倉総合動物病院	廿日市市佐方本町4番24号
たむら動物病院	広島市佐伯区吉見園7番16号



狂犬病とは

狂犬病ウイルスに感染した他の犬や小動物にかまれて、狂犬病ウイルスに感染することで引き起こされます。潜伏期間には狂犬病かどうかの診断は難しく、発症すると中枢神経を侵され、ほぼ100%死に至る恐ろしい病気です。

日本では昭和32年を最後に狂犬病犬は発生していませんが、動物の国際間の行き来が増大している今日、再び日本で発生することも考えられます。あなたの大切な犬を感染させないためにも、必ず予防接種を受けさせるようにしましょう。

登録と狂犬病予防注射

表1の日程で犬の登録と狂犬病予防注射(集合注射)を行いますので、最寄りの会場にお越しください。すでに犬の登録をされている飼い主には、案内はがきを送付しますので、必要事項を記入の上、会場にはがきを持ってきてください。

未登録の犬の飼い主の方は、必ず登録をしてください。

※ 犬の登録申請をしなかったり、狂犬病予防注射を受けさせなかったりすると、飼い主に20万円以下の罰金が課せられることがあります。

表1 犬の登録・狂犬病予防注射(集合注射)日程表 (雨天決行)

	とき	ところ
4月24日(火)	9時30分~10時10分	玖波公民館
	10時25分~10時50分	玖波7丁目公園
	11時~11時15分	向田公園(玖波中学校横)
	11時25分~11時40分	三ツ石自治会館
	13時~14時10分	大竹会館
4月25日(水)	15時20分~15時35分	阿多田島漁協前
	9時30分~10時10分	光明寺横
	10時25分~10時40分	木野支所
	10時50分~11時	防鹿集会所
	11時10分~11時20分	安条(三上宅前)
	11時30分~11時40分	前飯谷公民館
	13時~13時10分	マロンの里
	13時20分~13時30分	栗谷支所
	13時40分~13時50分	後原集会所
	14時5分~14時15分	広原集会所
4月26日(木)	14時45分~15時10分	松ヶ原集会所
	9時30分~10時10分	小方公民館
	10時25分~10時55分	御園台1号公園
	11時10分~11時45分	総合市民会館
	13時10分~14時	さかえ公園

啓発用看板を配付しています

犬のフンの持ち帰りや、野良猫へのえさやり禁止を啓発するため、公園や道路などの公共施設に設置する看板を無料で配付しています。看板が必要な方は、各地区の公衆衛生推進委員、または環境保健協力員を通じて、公衆衛生推進協議会に申し込んでください。

飼い主のマナーを守りましょう

道路、公園、他人の土地などに犬のフンが放置されるなど、飼い主のマナーが地域で大きな問題となっています。放置されたフンを見れば、誰でも不快な気持ちになります。飼い主は、犬と散歩するときは、必ずフンを処理する道具を携帯し、責任をもってフンの後始末をしてください。

迷子の犬や猫の問い合わせが多く寄せられます。迷子になっても飼い主がわかるよう名札やマイクロチップの装着をお願いします。

なお、犬は鑑札と狂犬病予防注射済票を着けることが義務付けられています。

また、猫は事故にあったり病気をうつされたりすることがないように、屋内で飼うことをお勧めします。

飼い主のいない不幸な犬や猫を増やさないためにも、不妊手術をおこないましょう。

無責任に野良犬・野良猫にえさを与えることにより、その地域にこれらの動物が増えたり、住みついたりして、フン害やゴミ荒しを生み出して

集合注射の料金

- ①登録済みの犬 3,050円
(注射代金2,500円、狂犬病予防注射済票交付手数料550円)
 - ②未登録の犬 6,050円
(①+登録手数料3,000円)
- ※ たっぷり銭が必要ないようにご協力ください。また、会場には犬を制止できる方が連れてきてください。

②未登録の犬 6,050円		①登録済みの犬 3,050円	
注射代金	2,500円	注射代金	2,500円
注射済票交付手数料	550円	注射済票交付手数料	550円
登録手数料 3,000円			

登録している犬が異動(譲渡・死亡など)した場合は

登録している犬が異動(譲渡・死亡など)し、登録事項に変更があった場合は、環境整備課、または保健介護課に届け出をしてください。また、飼い犬が人をかんだときは、ただちに県動物愛護センター(☎0848-86-6511)に連絡してください。

犬・猫の引き取り

問い合わせ 県動物愛護センター ☎0848-86-6511

事情によりどうしても犬や猫が飼えなくなったら、まずは新たな飼い主を捜してください。どうしても見つからない場合のみ、毎月第1・第3火曜日(祝日を除く)に、次の場所です。引き取り場所へは飼い主などが責任をもって連れてきてください。また、飼い犬が人をかんだときは、ただちに県動物愛護センターに連絡してください。

引き取り場所・時間
市役所前 9時~9時30分

必要なもの
印鑑、手数料

引き取り手数料
○生後91日未満 400円
○生後91日以上 1頭につき 2,000円